

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

本市では、市民及び事業者の皆様から排出される一般廃棄物等について、適正な処理及び処理に係る負担の公平性を確保するため、手数料を定めています。このたび、公共料金の見直しに伴い、一般廃棄物等処理手数料の改定を行うとともに、関連法令の改正に伴う引用条項の整理を行うため、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）の一部改正案を提出するものです。

1 関係法令の改正に伴う引用条項の整理について

(1) 条例改正の趣旨

国における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 4 3 号）の公布に伴い、条例において引用している条項にずれが生じるため、所要の整理（条文の整理）を行うものです。

(2) 関係法令の改正に伴う引用条項の整理内容（案）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の引用条項のずれに伴う条例の整理内容は、次のとおりです。

表 1 引用条項の整理

対象例規名	条・項番号	現行の引用条文	改正後の引用条文(案)
藤沢市廃棄物の 減量化、資源化 及び適正処理等 に関する条例	第 31 条	第 9 条の 3 の 3 第 2 項	第 9 条の 3 の 3 第 3 項
	第 32 条		
	第 33 条第 1 項・ 第 2 項		
	第 34 条第 1 項・ 第 2 項		
	第 31 条	第 9 条の 3 の 3 第 3 項	第 9 条の 3 の 3 第 4 項
	第 34 条第 1 項		

(3) 施行時期

公布の日、又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 4 3 号）の施行の日のいずれか遅い日。

2 一般廃棄物等処理手数料の改定について

(1) 条例改正の趣旨

本市の一般廃棄物等処理手数料については条例で定めており、原則として3年に1度、公共料金の見直しを行っています。コスト分析の結果、物価高騰や労務費の上昇に伴い単位当たりコストが増加していることから、受益者負担の適正化及び負担の公平性の確保を図るため、一般廃棄物等処理手数料を改定するものです。

(2) 経費の分析及び基準コスト（公共料金）の算出について

公共料金の見直しにあたっては、「見直しの基本的な考え方」などに基づき、令和6年度の一般廃棄物処理に係る決算を基礎として、収集・運搬、中間処理及び最終処分に要する経費の分析を行いました。その結果、ごみ処理有料化導入当初と比較して、人件費、燃料費及び資材費等の上昇により、ごみ処理等に要する経費が約6割増加しており、現行の手数料を維持した場合、処理経費に占める税負担の割合が増加し、負担の不均衡が生じる状況にあります。このことから、各手数料区分の「単位当たりコスト（原価）」及び単位当たりコストに調整率（負担割合）を考慮した公共料金に該当する「基準コスト」を算出しました。

表2 各手数料区分の単位当たりコスト及び基準コスト一覧

種別	取扱区分		単位	各取扱区分の算定年度に基づき算出			令和6年度決算に基づき算出		
				単位あたりコスト	調整率 (負担割合)	基準コスト (公共料金)	単位あたりコスト	調整率 (負担割合)	基準コスト (公共料金)
家庭系	1	動物の死体処分 (直接搬入・焼骨返却有り)	1体	4,851円	100%	4,800円	9,347円	100%	9,000円
	2	動物の死体処分 (直接搬入・焼骨返却無し)	1体	2,587円	100%	2,500円	5,226円	100%	5,000円
	3	動物の死体処分 (収集・処分)	1体	1,334円	75%	1,000円	2,884円	100%	3,000円
	4	家庭系指定収集袋(中袋)	20ℓ相当の袋1枚	156円	25%	40円	249円	20%	50円
	5	家庭系直接搬入	10kg当たり	270円	40%	110円	412円	40%	160円
事業系	1	事業系指定収集袋(中袋)	20ℓ相当の袋1枚	200円	75%	150円	320円	100%	300円
	2	事業系直接搬入	10kg当たり	270円	100%	270円	412円	100%	350円(R9.10.1) 400円(R10.10.1)
	3	産業廃棄物処分手数料	10kg当たり	270円	100%	270円	412円	100%	350円(R9.10.1) 400円(R10.10.1)

(3) 基準コスト（公共料金）に関する基本的な考え方

本市では、受益者負担の適正化を基本としつつ、排出者の区分や社会的背景を総合的に勘案し、次の考え方に基づいて基準コスト（公共料金）を算定し、手数料を改定します。

ア 動物の死体処理（直接搬入・収集処理）

動物を飼養していた特定の受益者を対象としていることや、民間の動物霊園においても同様のサービスがあることから、直接搬入の調整率（負担割合）は100%を維持し、改定額を「9,000円（焼骨あり）」及び「5,000円（焼骨なし）」に設定します。また、収集処理については、調整率（負担割合）を75%から100%に変更し、改定額を「3,000円」に設定します。

イ 家庭系廃棄物（指定収集袋）

市民の急激な負担増を抑制するため、現行の調整率（負担割合）である25%から20%へ引き下げ、改定額を「50円」に設定します。

ウ 家庭系廃棄物（直接搬入）

10kg当たりの単位当たりコスト（412円）に対する調整率（負担割合）40%を維持し、改定額を「160円」に設定します。

エ 事業系廃棄物（指定収集袋）

事業者の自己処理責任の原則並びに国の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」等に基づき、税負担の公平性を確保するため、調整率を100%（原価相当）に変更し、改定額を「300円」（原価320円）に設定します。

オ 事業系廃棄物及び産業廃棄物（直接搬入）

事業者の急激な負担増を抑制するため、2段階に分けて原価相当額まで改定します。第1段階は、改定額を10kg当たり「350円」に設定し、第2段階は「400円」（原価412円）に設定します。

(4) 激変緩和措置について

指定収集袋による家庭系廃棄物の処理については、市民の急激な負担増を抑制するため、調整率（負担割合）を現行の25%から20%に引き下げて改定します。

直接搬入による事業系一般廃棄物等については、事業者の急激な負担増を抑

制するため、改定時期を２段階に分けて改定します。

(5) 手数料の改定内容について

ア 一般廃棄物等処理手数料の改定案（条例別表第１関係）

条例別表第１に定める一般廃棄物等処理手数料の具体的な改定案は次のとおりです。

表３ 一般廃棄物等処理手数料（案）

種 別	取扱区分	現行の処理手数料 (調整率「負担割合」)	改定後の処理手数料(案) (調整率「負担割合」) 施行予定日
動物の死体 (畜産業に係 るものを除 く。)	専用焼却炉で処理 直接搬入・焼骨返却有り	１体につき4,800円 (100%)	１体につき9,000円 (100%) 令和9年4月1日
	専用焼却炉で処理 直接搬入・焼骨返却無し	１体につき2,500円 (100%)	１体につき5,000円 (100%) 令和9年4月1日
	市が収集して専用焼却炉 以外で処理	１体につき1,000円 (75%)	１体につき3,000円 (100%) 令和9年4月1日
１の項に掲げ るものの以外 の一般廃棄物等	家庭系 指定収集袋	大袋１袋につき 80円 中袋１袋につき 40円 小袋１袋につき 20円 ミニ袋１袋につき10円 (25%)	大袋１枚につき 100円 中袋１枚につき 50円 小袋１枚につき 25円 ミニ袋10枚につき125円 (20%) 令和9年10月1日
	事業系 指定収集袋	大袋１袋につき300円 中袋１袋につき150円 (75%)	大袋１枚につき600円 中袋１枚につき300円 (100%) 令和9年10月1日
	事業系一般廃棄物 指定する焼却施設又は破 砕施設に直接搬入 (10kg当たり※)	270円 (100%)	【第1段階】350円 令和9年10月1日 【第2段階】400円 令和10年10月1日 (100%)
	家庭系臨時廃棄物（大型 ごみ・特別大型ごみを除 く。） 指定する焼却施設又は破 砕施設に直接搬入 (10kg当たり※)	110円 (40%)	160円 (40%) 令和9年10月1日
	家庭系臨時廃棄物 指定する最終処分場に直 接搬入 (10kg当たり※)	110円 (40%)	160円 (40%) 令和9年10月1日

※10kg 以下は一律

イ 産業廃棄物処理手数料の改定案（条例別表第2関係）

条例別表第2に定める産業廃棄物処理手数料の具体的な改定案は次のとおりです。

表4 産業廃棄物^{※1}処理手数料（案）

取扱区分	現行の費用 （調整率「負担割合」）	改定後の費用（案） （調整率「負担割合」） 施行予定日
市長が認める範囲内の産業廃棄物を指定する焼却・施設、破砕施設又は最終処分場に直接搬入 （10kg当たり ^{※2} ）	270円 （100%）	【第1段階】 350円 令和9年10月1日 【第2段階】 400円 令和10年10月1日 （100%）

※1：公民館まつりなど利益を得ずに市民が運営する地域事業等で発生した産業廃棄物

※2：10kg以下は一律

（6）指定収集袋について

手数料の改定に伴い、新料金が適用された指定収集袋と、旧料金の指定収集袋を明確に区別し、円滑な制度の移行を促進するため、色を変更します（表5）。

また、市民や事業者の皆様がすでに購入された旧料金指定収集袋が無駄にならないよう、一定の「経過措置期間」を設けます（表6）。

ア 指定収集袋の色変更

表5 指定収集袋の色

区 分	指定収集袋の種類	容量	現行の地色	改定後の地色
一般廃棄物	家庭用可燃ごみ・ 不燃ごみ共通袋	大袋	桃色	藤色
		中袋		
		小袋		
		ミニ袋		
事業系廃棄物	事業者用可燃ごみ・ 不燃ごみ共通袋	大袋	青色	緑色
		中袋		

イ 旧指定収集袋の経過措置（条例附則第2項関係）

表6 経過措置期間

対象となる旧袋	経過措置期間 (併用可能期間)	期間中の適用料金	趣旨・備考
改正前に交付された 家庭用・事業者用指 定収集袋 (旧色：桃色・青色)	令和9年10月1日 (施行日) から 令和9年12月31日 まで(3か月間)	なお従前の例による (旧料金での排出が 可能)	市民・事業者の買置き 袋の無駄の予防や買 い替え時の混乱を防 止する等、負担の軽減 を図ります。

(7) 施行時期及び段階的改定のスケジュール

改定手数料の種類や激変緩和措置に基づき、改定は次のとおり段階的に実施します。

ア 第一期 令和9年4月1日施行

動物の死体に係る処理手数料の改定。

イ 第二期 令和9年10月1日施行

家庭系指定収集袋、事業系指定収集袋、家庭系直接搬入の改定。事業系一般廃棄物直接搬入及び産業廃棄物直接搬入(第1段階：350円／10kg)の改定、指定収集袋の色変更の開始。

ウ 移行期間 令和9年10月1日～令和9年12月31日

旧指定収集袋の経過措置期間(旧料金で継続使用可能、3か月間)。

エ 第三期 令和10年10月1日施行

事業系一般廃棄物直接搬入及び産業廃棄物直接搬入の第2段階改定(350円から原価相当の400円／10kgへの引き上げ)。

(8) 市民・事業者への周知方法

今回の料金改定は、市民生活や事業活動に密接に関わるものであるため、市ホームページやごみ分別アプリ、広報ふじさわといった代表的な媒体を通じて周知を行います。

施設への直接搬入に伴う料金改定については、焼却施設での事前周知や許可業者を通じて排出事業者への周知を行います。また、指定収集袋の料金改定については、指定収集袋の取扱店舗や公共施設での掲示など、複数の手段を通じ

て丁寧でわかりやすい事前周知を行います。

さらに、旧料金指定収集袋の買い置きに対する「3 か月間の経過措置（併用期間）」など、移行期間中の取扱いについて丁寧な周知を図り、制度の移行に伴う無用の混乱の防止に努めます。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 市議会定例会において条例改正案の上程

1 0 月 改定料金・経過措置に関する広報・周知の開始

令和 9 年 4 月 【第一期】「動物の死体」に係る改定料金の適用開始

1 0 月 【第二期】指定収集袋（家庭系・事業系）の新料金・新色袋の販売及び移行開始、直接搬入（家庭系・事業系（第 1 段階））の改定料金の適用開始、旧指定収集袋の経過措置適用開始

令和 9 年 1 2 月 旧指定収集袋の経過措置終了

令和 1 0 年 1 0 月 【第三期】「直接搬入される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物」の第 2 段階改定料金の適用開始

なお、関係法令の改正に伴う引用条項の整理については、公布の日又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 4 3 号）の施行の日のいずれか遅い日に施行します。

以 上

（環境部 環境総務課、環境事業センター、環境施設課）